

令和6年度税制改正に関する要望事項

公益社団法人 滝川地方法人会

1. 消費税について（継続要望・一部修正）

軽減税率制度は、消費税率10%への引き上げに伴う低所得者対策として令和元年10月に導入され一定期間が経過したが、初期の導入目的の達成状況と併せて問題があれば単一税率に戻すことを求める。

また、令和5年10月より導入される適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、令和5年度税制改正の内容、中小企業への影響等を踏まえ、弾力的な対応を求める。

2. 事業承継税制について（継続要望・一部修正）

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置（令和9年12月末まで）として、相続税・贈与税の納税猶予制度の抜本的な拡充が行われたが、令和4年度税制改正大綱では適用期限の延長は行わないと明記された。本特例制度を適用するためには、令和6年3月末までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、納税猶予制度の充実を求める。

また、事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設を求める。

3. 外形標準課税について（継続要望）

平成26年6月に示された経済財政運営の「骨太の方針」において、地方税も含めた法人実効税率を引き下げる目標と、その財源対策として政府税調が示した法人税の改革案に、資本金1億円以下の中小企業にも「外形標準課税」を導入することが盛り込まれた。

そのような中、特に従業員給与に課税する外形標準課税の拡大は、中小企業の事務負担が増大し、賃金引き上げや雇用維持に悪影響を与え、コロナ禍などによる不況からの脱却を阻害するものである。

現在は、大企業への外形標準課税割合を引き上げるなど、中小企業への課税は行われていないが、今後においても中小企業への導入は避けるべきである。

4. 少額減価償却資産の特例の拡充・恒久化について（継続要望）

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象法人の従業員数を1,000人以下から500人以下に引き下げ、その適用期間が令和4年度の税制改正において2年間延長（令和5年度末）されたところであるが、特例の適用期間を設けず恒久化するとともに、資産の取得価額（中小企業の場合：現行30万円未満）の引き上げと、事業年度における取得価額の合計額（中小企業の場合：現行300万円未満）の上限の撤廃を求める。

5. 中小法人の軽減税率制度の特例について（継続要望・一部修正）

令和5年度の税制改正において、所得金額のうち800万円以下の部分に適用する軽減税率（15%）が2年間延長（令和6年度末）されたが、このような時限的な措置ではなく本則を改正するとともに、昭和56年以来、課税所得800万円以下に据え置かれている中小企業軽減税率の適用所得金額について、1,600万円への大幅な引き上げを求める。

また、税制改正大綱では、防衛力強化に係る財源確保のため、法人税の増額が検討されていることから、その影響等を踏まえた法人税のあり方についての検討を求める。

6. マイナンバー制度について（継続要望・一部修正）

現在のマイナンバーカードの交付状況を見ると、全国の人口に対する交付割合は76.5%となっている。（令和5年4月9日現在）

「マイナポイント」の導入のほか、各自治体の様々な取り組みにより、この1年間で交付率が大きく伸びた。マイナンバーカードの取得により、各種行政手続きのオンライン申請や本人確認の証明書など様々な場面で利用でき、健康保険証の利用登録や公金受取口座の登録などが運用されている。

個人情報の管理に万全を期し、コストを明確化して、国民の納得と理解を得ながら推進するよう求める。